

★ News 平成 26 年度・地域別「最低賃金」の改定

平成 26 年度・地域別最低賃金が改定されます。中央最低賃金審議会の答申を受け、各地方最低賃金審議会が審議・答申し、10 月からの適用にむけ各都道府県労働局長が決定します。

■ 平成 26 年度・地域別最低賃金 (抜粋)

都道府県	最低賃金・時間額 (円)	発効日
東京	888 (869)	平成 26. 10/1
大阪	838 (819)	平成 26. 10/5
愛知	800 (780)	平成 26. 10/1
静岡	765 (749)	平成 26. 10/5
三重	753 (737)	平成 26. 10/1
岐阜	738 (724)	平成 26. 10/1

※ () 内は、平成 25 年度・最低賃金時間額

■ 平成 26 年度改正のポイント

- ① 中央最低賃金審議会の示した引上げ額の目安は、全国平均 16 円。(昨年 14 円)
- ② 最低賃金が生活保護水準を下回る「逆転現象」は、全都道府県で解消される見通しです。
- ③ 都道府県の経済実態に応じ、中央審議会では都道府県を 4 ランクに分けて目安を定めており、最高額 888 円と最低額 677 円との間の、時間額 200 円以上の差が一層大きくなっています。

■ 最低賃金制度

- ① パート・アルバイトなど雇用形態の別なく全ての労働者に適用
- ② 最低賃金額に算入しないもの
 - ・ 臨時の賃金(結婚手当など)
 - ・ 1ヶ月超の期間ごとの賃金(賞与)
 - ・ 割増賃金(時間外・休日・深夜)
 - ・ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ③ 月給の場合の時間給計算方法
月給 ÷ 1ヶ月平均所定労働時間 ≥
- ④ 「地域別最低賃金」「特定(産業別)最低賃金」の両方適用される場合は、高い方の最低賃金を適用する。

★ News 平成 26 年分「路線価」 → 上昇傾向に

国税庁が 7 月 1 日公表した、平成 26 年分「路線価」の概要は次のとおりです。

- * 標準宅地(建物の敷地になる土地。住宅地・商業地・工業地等を問わない)全国平均(約 33 万 9 千地点)は前年比 0.7%下落となりましたが、下げ幅は前年より縮小しました。
- * 路線価が前年より上昇した都道府県は、昨年の 2 県(宮城・愛知)から 8 都府県に増加しました。(宮城・福島・埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪の 8 都府県) (中村区名駅 1)
- * 都道府県庁所在都市の最高路線価で、上昇率が最も大きかったのは名古屋市の 10%でした。

【路線価とは】相続税・贈与税では、土地の価格は時価で評価することとされています。しかし、納税者が相続税等の申告をするとき自分で時価を把握することは難しいため、国税庁が毎年、申告の便宜と課税の公平という観点から、全国の民有地について定める評価基準が「路線価」です。

※ 相続税や贈与税の税額を計算する際、土地の価額の算定基準となる「路線価」。

来年・平成 27 年 1 月 1 日以後の相続分からは 相続税が変わります。ご注意ください。

【相続税の基礎控除額】

＜現行＞

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数

＜改正後＞

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>